

休んでも欠席にならないのは

○感染症による出席停止

感染症にかかった場合、「出席停止」になります。すみやかに学校に連絡をお願いします。医師の指示に従い、ご家庭で静養をさせてください。田原市内の病院や医院で診断を受けると、「児童生徒伝染性疾患出席停止意見書」が出されます。

病気が治癒し、登校する際、「児童生徒伝染性疾患出席停止意見書」を学校に提出してください。田原市外の医療機関では、「児童生徒伝染性疾患出席停止意見書」が出ません。学校から報告用紙「感染症の報告について」を渡しますので、保護者が記入し、学校に提出してください。

<第二種 学校感染症>

病名	およその潜伏期間	出席停止期間の基準
インフルエンザ	1～4日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
百日咳	5～21日	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	7～18日	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	12～25日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	14～23日	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	14～16日	すべての発しんく水疱が痂皮化（かさぶた）するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	2～14日	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	1～14日（5日程度で発症することが多い）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	結核菌の感染を受けても臨床症状の出現は様ではない	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	1～10日	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

<第三種 学校感染症>

病名	およその潜伏期間	出席停止期間の基準
流行性角結膜炎	5～7日	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	1～21日	
その他		
ヘルパンギーナ	2～7日	
溶連菌感染症	2～5日	
マイコプラズマ感染症	2～3週間	
伝染性紅斑（りんご病）	10～20日	
手足口病	2～7日	
RSウイルス感染症	2～8日	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
感染性胃腸炎	1～3日	